

綾川町合併 20 周年記念デジタルスタンプラリー事業実施業務
プロポーザル方式選定委員会審査基準

審査は、下記の各項目について評価基準による 5 段階評価とし、選定委員会委員が評価した結果の合計点を各提案者の特典とする。

1 評価項目

(1) 実施主体に関する評価【10 点】

①過去のイベント業務の実績及び組織体制は、本提案内容の実施に信頼がおけるものであるか。また、スタンプラリーの実施に係る十分な業務実績を有しているか。(10 点)

(2) 企画に関する評価【50 点】

①事業目的や実施方針を理解した上で、実施内容や取組手法が提案されているか。(20 点)

②コンセプトやターゲット、参加方法等の設定が明確で、魅力的な事業となっているか(10 点)

③企画の内容が、綾川町の知名度を向上させるものとなっているか(10 点)

④キャンペーン事務局の設置及び運営について、問い合わせ窓口の体制が整えられているか(10 点)

(3) 企画の開催周知に関する評価【30 点】

①広報の内容は、効果が期待できるものか(10 点)

②web 広告の内容と積算内訳が示されており、ターゲットに届く効果を期待できるものか(20 点)

(4) 業務経費に関する評価【10 点】

①積算内訳及び根拠が明確に示されているか。また、提案内容に対して経費が過大となっていないか(10 点)

2 審査基準

審査項目	審査基準				
(2) ①、 (3) ②	非常に優れている (20 点)	優れている (16 点)	普通 (12 点)	やや劣る (8 点)	劣る (4 点)
上記以外	非常に優れている (10 点)	優れている (8 点)	普通 (6 点)	やや劣る (4 点)	劣る (2 点)

3 契約者の決定

(1) 400 点満点中 240 点(6 割)を最低基準点とし、各審査員の評価点数の合計が最低基

準点を満たした者のうち、最も高い1者を契約予定者として選定する。

（2）最も評価点数の高い者が2人以上あるときは、全選定委員で協議し契約予定者を選定する。

（3）最低基準点の点数を満たす企画提案がないときは、採用者なしとする。